

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

工部局							工部局						
附錄三							附錄三						
部/道/局	病	院	基礎係數	機能評語係數 II	救急修正係數	激發緩和係數	部/道/局	病	院	基礎係數	機能評語係數 II	救急修正係數	激發緩和係數
590212	加除	加除		加除	加除	加除	590212	急症	區級法入籍團家女急備自指院	1.00E3	0.0515	0.0254	0.0000
(附)							(附)						